

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	野尻 地区 (野尻、本江、上津、柴田屋、二日町、高儀、長源寺、川除新、岩武新)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

圃場面積がほぼ30a以上の区画となっている集落の圃場条件は良。集落営農組織、個人経営の担い手と他地域からの入作の耕作も多い。
 しかし、個人経営者もまだ多く今後経営をやめた場合、農地を集積できる経営体が少ないことから今後を見据えた担い手を育成することが課題。
 また、圃場面積が10a規模に区画されているところは市街地に多いことから作業条件が厳しく、集積しにくい集落もある。
 さらには、担い手の点在及び高齢化が進み集落の経営の継続が困難になりつつある集落もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・稲作を主要作物とするとともに当地域で推進されている「たまねぎ」精算に取り組んでいく。
- ・スマート農業の導入(ドローン)を進め、労力少量化を図る。
- ・後継者の確保・育成
- ・農業のインフラ整備を進める。圃場区画を拡大し、作業の効率化を図る。
- ・周辺地区の営農組合と統合・合併等を図る。
- ・集積化に向けて担い手同士の話し合いを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	471.38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	471.38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付を進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農業に支障がない範囲で農地利用を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを活用し、担い手への集積・集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
上津集落、柴田屋集落において圃場整備を計画申請中(着工未定)。農用地の拡大を進め作業の効率化を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、担い手同士での話し合いを進める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣被害の恐れが高いエリアを中心に、侵入防止柵の設置等を進める。 ②側条施肥、直播等の環境にやさしい低コスト生産を推進する。 ③ドローンによる防除等、スマート農業技術の導入を促進し、省力化を図る。 ⑦大麦収穫後の適切な圃場管理をはじめ、畦畔等の適期除草を徹底し、農村環境保全に努める。 ⑧拠点となる農業用施設へ機械を集約するなど、効率的な営農体制の整備を推進する。
